

関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業仕様書

1 業務名

関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業

2 業務目的

令和2年2月に国の「2050年カーボンニュートラル」宣言などを踏まえて、関市では令和4年2月に2050年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」をし、2050年までに市全体で計画的に温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するための取り組みを進めているところである。

そこで、本事業は市有施設への太陽光発電設備等導入のモデルケースとして、関市総合斎苑わかくさ（以下「対象施設」という。）にPPA方式を活用した太陽光発電設備等を導入することで、再生可能エネルギーを最大限自家消費し、事業施設の温室効果ガス排出を抑制すると同時に災害時のエネルギーを確保することを目的とするものである。

3 事業内容

(1) 事業概要

ア 事業者は、次の対象施設に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行うこと。

- ・ 施設名等 総合斎苑わかくさ
- ・ 所在地 岐阜県関市西本郷通5丁目1番11号
- ・ 契約種別 高圧
- ・ 契約電力（最大デマンド） 241kw
- ・ 太陽光発電設備設置提案募集範囲 駐車場
- ・ デマンド増減要因等

令和7年度に照明器具LED化を完了

令和8年度に空調設備を更新（電気→電気）

イ 事業者は、アの結果、対象施設に太陽光発電設備（ソーラーカーポート含む）及び蓄電池設備（以下「設備」という。）を設置すること。

ウ 対象施設において、設備の設置提案を募集する場所（以下「設備設置提案募集場所」という。）は、資料2「設備設置提案募集範囲」で示すとおりとする。

エ 事業者は、設備の設置時に既存構造物を破損した場合は事業者負担で修復すること（植栽の伐採、土地、建物等の現状変更については市と協議し、承認を受けるものとする）。

オ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うこと。

カ 事業者は、設備で発電した電力を、当該設備を設置した候補施設に供給すること。

キ 事業者は、設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速

やかに機能の回復を行うこと。なお、使用している機器のメーカーの解散等により、メーカー保証が受けられなくなる場合や、機器の修繕・更新に支障が出る場合についても、事業者の責任で、当初と同等内容の事業を実施することに努めることとするが、市と協議し、承認を受けるものとする。

ク 事業者は運転期間終了後や事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止する場合は設備を撤去し、原状に回復したうえで市に明け渡すこと。設備の撤去に要する費用は、市への売電収益を原資とし、「廃棄等費用積立ガイドライン」に沿った手法により積み立て、毎年市に報告すること。撤去した設備については、「太陽光発電設備リサイクル等推進に向けたガイドライン」の内容に従って適切に処理すること。なお、撤去時点でより適切と思われるガイドライン等が国から公表されている場合にはその内容に従うこと。また、撤去により既存構造等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

ケ 運転期間終了後、事前に市から譲渡の希望があった際は、事業者は市と協議の上で設備を市へ無償で譲渡すること。その場合、上記クで積み立てた撤去費用の範囲内で設備の補修等を実施すること。

コ 事業者は、国等の補助金の活用を前提とし、申請等について市と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ市の承認を得ること。

(2) 事業期間等

ア 契約開始から設備の撤去完了までを事業期間とする。

イ 運転期間（電力供給の開始から終了までの期間）は、運転開始日から原則として最長で20年間とする。なお、国の補助事業を活用する場合は、当該補助金の規定に従った設置時期及び運転開始日とすること。

ウ 設備の設置時期については原則、令和8年度とする。ただし、電力供給開始時期については、令和8年度中を想定するが、市と協議の上、決定する。

(3) 契約単価

ア 市は、設備が導入された対象施設（以下「設備導入施設」という。）の太陽光発電設備から供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。

イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。電力計は、事業者の負担で適切な位置に設置するものとする。

ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。

エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。

オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。

カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。

キ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。なお、著しい物価変動等が生じた場合のみ単価変更協議を行うこととする。

4 設備工事前の調査・手続き

(1) 現地調査

対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。調査は、設備の設置に係る課題を市と協議した上で行うものとする。

(2) 設備容量検討

ア 太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設に適切な容量とすること。

イ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、蓄電池を併用することで発電した電力を最大限自家消費できるように努めること。蓄電池の容量は、市の防災計画に基づき対象施設に適切な容量とすることとし、市と協議のうえで決定すること。

(3) 各種関係手続

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を市に提出すること。

イ 設備の設置が、建築基準法、電気事業法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出すること。

ウ 市が上記調査結果等を確認し、設備設置が可能であると確認した上、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号に基づく賃貸借契約により貸付を受けることとする。なお、賃借料については、前年分の相続税課税標準価格 $\times 5/1000 \times$ 面積 m^2 円とする。

なお、企画提案する事業単価の積算に使用する土地借地料の単価については、1,500円/ m^2 とする。

エ 事業者に提供する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。

オ 設備の設置に伴う使用許可期間は、使用許可の始期から始期の属する年度の末日までとする。その後、事業者は設備の運転期間(運転期間終了後、当該設備の撤去に要する期間を含む)において、1年度を単位として使用許可の更新を申請できるものとする。

カ 設備の設置に伴い、土地、建物、工作物等の現状を変更する必要がある場合は、市と協議のうえ、使用許可の申請と併せて、現状変更の承認申請を行い、承認を受けること

キ 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行うこと。特に、蓄電池を設置する場合においては、設置後の施設について、消防法等の各種法令に適合するよう十分留意すること。

ク 地域住民等への説明を要する場合は、事業内容を十分に理解されるような方法(必要に応じて住民説明会等)によって説明を行い、地域住民等から意見を求めるなど、事業実施について同意が得られるよう、誠実かつ適切に対応すること。

ケ 事業者は、対象施設において、市が現に契約している系統からの電力供給契約事業者（以下「系統電力供給契約事業者」という。）に、設備の設置に関する必要な情報を提供するとともに、市が系統電力供給契約事業者と契約内容等について調整が必要な事項等について把握し、市に報告すること。また、設備の設置、運転に関して市と系統電力供給契約事業者との調整が必要になった場合は支援を行うこと。

5 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

- ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及び JISC8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- イ 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うこと。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。
- ウ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

(2) 蓄電池設備

- ア 蓄電システムは JISC4412 に準拠すること。
- イ 蓄電池は JISC8715-2（リチウムイオン蓄電池の場合）又は平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウムイオン蓄電池以外の場合）に記載の規格に準拠したものであること。
- ウ 蓄電池は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- エ 蓄電池は市の防災計画を考慮し 100kW・350kWh 相当とすること。
- オ 平常時は、非常時に備えて必要な残量を確保して放電すること。

(3) ソーラーカーポート

- ア 駐車場に設置するソーラーカーポートは、太陽光発電搭載型ソーラーカーポート又は太陽光発電一体型ソーラーカーポートのどちらの提案も可とする。
- イ 原則、設置する設備により駐車場の台数や1台あたりの駐車幅に影響が出ない施工方法で実施すること。また、台風等の気象条件への耐久性についても配慮すること。
- ウ ソーラーカーポート設置後の駐車区画（台数、区画ごとの面積、身障者用駐車スペース等）等を市と事前に協議のうえ、ソーラーカーポート設置位置を決定すること。

(4) その他の事項

- ア 事業者は、施設を本事業以外の用途に使用してはならない。

イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、本事業に係る契約を解除し、使用許可若しくは現状変更の承認を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において設備導入施設から設備を速やかに撤去し、撤去により既存構造物を破断した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

ウ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。内容等については市と協議のうえで決定すること。

6 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、市と別途協議により決定すること。

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

ア 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、充分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

イ 事業者は対象施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を市に提出し、協議した上で承認を受けること。

ウ 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

エ 施工にあたり、設備導入施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。

オ 設置するソーラーカーポートは、人や車両の通行に支障がないよう配慮すること。また、ソーラーカーポート設置工事は、設備導入施設の車両駐車可能台数が極端に減少しないよう分割して施工するなど、市と協議のうえ、実施すること。

カ 事業者は、設置した太陽光発電設備による効果やPPA方式による設置について、必要に応じて、設備導入施設の来庁者への周知啓発を目的とした掲示を行うこと。掲示内容や掲示方法、掲示設置場所等については、市と協議のうえ、決定すること。なお、掲示物の設置に係る費用負担については別途、市と協議の上決定する。

キ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。

ク 事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点検等に支障が生じないようにすること。

- ケ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定すること。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- コ 設備の設置に際しては、設備導入施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、市と事前協議の上、設備導入施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うこと。
- サ 工事完成時には、現場で市の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を2部作成し、市に引き渡すこと。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。

7 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うこと。条件については以下のとおりとする。

- ア 事業者は、市及び設備導入施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。なお、法令等に基づき、定期的に点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- イ 設備導入施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、事業者の負担で用意すること。
- ウ 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とすること。
- エ 設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、市の費用負担とする。なお、移設期間中の市への売電による事業者の収益に関して、市による補償は行わない代わりに、運転期間の終了期日を、移設に伴う設備の運転停止期間分の日数だけ延長する。
- オ 事業期間中に市が施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でPPA事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の市有施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については市と事業者で協議のうえ定める。
- カ 市が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属すること。
- キ 事業者は、設備導入施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行うこと。事業者は検証結果を毎年市に報告し、市はそれを確認する。

ク 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

8 責任分担の基本事項

上記1～7を含め、事業実施にあたり予測されるリスクと責任分担については資料3「予想されるリスクと責任分担」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

ア 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、市へ写し等の内容を確認できる資料を提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

イ 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

9 その他

ア 市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納しなければならない。なお、事業期間中に市から返納の要請があった場合は、直ちに返納に応じること。

イ 事業者は事業の進行に合わせ、市と適宜協議を行い、その議事録を作成し、相互に確認したものを市に提出すること。

ウ 事業者は、事業実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。

エ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施すること。

オ その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定すること。

10 事業の継続が困難となった場合の措置

市と事業者との事業期間中において、事業者による事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難な見込みとなった場合

事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難な見込みとなった場合には、市は契約の解除ができる。この場合、市に生じた損害(代替電力調達費用等)は、事業者が賠償するものとする。なお、次期事業者が円滑かつ支障なく当事業を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、市及び事業者双方の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業の継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、事業期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期事業者に事業を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。